【よくある質問】※随時更新します。このＱＡは5月8日以降発生分への対応

＜対象事業所について＞

Ｑ1 「感染者と接触があった者に対応した」とは、電話連絡等で健康状態を確認する程度でよいのか。

Ａ１ 直接サービス提供を行ったことが必要。電話連絡等での健康状態の確認では不可。

Ｑ２ 通所系サービス事業所で「感染者と接触があった者に対応した」場合は対象か。

Ａ２ 対象外である。

Ｑ３ 「要件エ」について、一部の利用者が通所しサービスを受け、他の一部の利用者について居宅を訪問してサービスを提供するといった形態でもよいか。

Ａ4 休業している事業所を対象としており、利用者が希望する場合に居宅を訪問してサービス提供した場合は対象外。

Ｑ４ 要件ア①に記載のある「職員に感染者が発生した」の「職員」は、常勤、非常勤を問わないか。また、施設内で勤務する委託業者職員や派遣会社社員などが感染した場合も、「職員」としてよいか。このほか、利用者に接する職員であることなどの要件はあるか。

Ａ4 「職員」は、常勤や非常勤を問わず、また、施設内で勤務する委託業者職員や派遣会社社員なども含めて差し支えない（ボランティアは除く）。なお、利用者と接する等の要件はありません。

Ｑ５ 実施要綱３（１）ア①について、「利用者又は職員に感染者が発生した施設・事業所」とあるが、利用者に感染者と接触があった者が発生したのみの場合は該当するか。

Ａ５ 利用者に感染者と接触があった者が発生したのみでは、実施要綱３（１）ア①対象の施設・事業所に該当しません。

Ｑ６ 同一建物に複数事業所があり、複数事業所を兼務している職員が感染者となった場合は、兼務している複数事業所はすべて感染者が発生した対象事業所として取り扱って良いか。また、障害者支援施設内で感染者や感染者と接触があった者が発生した場合に、同一施設内に併設する短期入所、生活介護、就労継続支援Ｂ型等の他のサービスについて、同一空間を共有している場合は、すべて併設するサービスについても感染者や感染者と接触があった者が発生した事業所として考えてよいか。

Ａ６ 差し支えない。

Ｑ７ 感染者が発生した事業所の同一敷地内に併設された事業所や多機能型事業所として他サービスを提供している事業所も感染者が発生した事業所とみなされるか。

Ａ７ 同一空間を共有している他の事業所で感染者が発生した場合、併設している他の事業所も感染者が発生した事業所としてみなして差し支えない。ただし、同一敷地であっても同一空間を共有していない場合は、感染者が発生した事業所とすることはできません。

＜自費検査について＞

Ｑ1 5月8日以降に生じた自費検査について、「濃厚接触者と同居している職員」は対象外なのか。

Ａ１ 対象外である。「感染者と同居していた職員」が対象となる。